


生徒との携帯電話・メール・SNS等の使用に係る校内規程

新潟県立長岡明德高等学校

1 携帯電話・メール・SNSでのやりとりについて

- ① 生徒と教職員との間で携帯電話・メール・SNS等を使用する場合は、教育活動(部活動・行事指導等)で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動でSNSを利用する場合はGoogle社のアプリ  Classroom とし、毎年更新する。その際にお便り等で、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③ 教職員は生徒から直接相談があった場合は、管理職に報告した上で、組織的に対応しなければならない。

2 その他

- ① 緊急性の低い連絡は保護者から該当生徒へ連絡してもらうように依頼する。
- ② 学校や生徒の活動の様子は原則、投稿しない。必要の際は必ず、管理職に相談する。

(附則)この校内規程は、令和3年12月1日より実施する